

東京都福祉サービス第三者認証評価機関 代表者 様

東京都福祉サービス評価推進機構  
公益財団法人東京都福祉保健財団  
福祉情報部評価支援室

福祉サービス第三者評価における第三者性の確保について

評価機関、評価者及び事業者の関係につきましては、「第三者性の確保」という観点からその徹底を図るため、福祉サービス第三者評価機関認証要綱により以下のとおり定めています。

**「福祉サービス第三者評価機関認証要綱」第2条**

- (1)～(4) 略
- (5) 評価機関の代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者の評価を行わないこと。
- (6) 評価機関が関係するサービス事業者の評価を行わないこと。
- (7) 評価機関と経営母体が同一であるサービス事業者の評価を行わないこと。
- (8) 評価機関は、評価契約締結日から3年間は評価を実施したサービス事業者の事業に関係しないこと。
- (9) 略
- (10) 所属する評価者に、評価者自らが所属等で関係するサービス事業者の評価を行わせないこと。
- (11) 所属する評価者に、評価者自らが業務等で関係するサービス事業者の評価を行わせないこと。
- (12)～(22) 略

さらに福祉サービス第三者評価機関認証実施要領により、評価機関、評価者及び事業者との関係については「第三者性の確保を確実に図る」という観点から、雇用関係・血縁関係上の制限の他、業務上・組織上の制限があります。

これらの規定は認証時だけでなく、認証期間中においても、福祉サービス第三者評価の信頼性、透明性を確保する観点から、遵守する必要があります。違反した場合は、評価機関の認証取消事由である福祉サービス第三者評価機関認証要綱第10条第1項第2号の規定に該当するおそれがあるため、改めてご留意ください。

なお、評価を行った事業者との会食や遊技、スポーツを行う行為等は、評価結果の公正性に疑義を生じるおそれがあるため、第三者評価の信頼性確保のためにも慎むようご留意ください。

**【お問合せ先】**

東京都福祉サービス評価推進機構  
公益財団法人東京都福祉保健財団  
福祉情報部評価支援室  
電話 03-3344-8515  
e-mail hyoka@fukushizaidan.jp